

おくやみハンドブック

加須市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで
必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



質問に答えて

おくやみ手続きナビ

お住まいの市区町村を選択してください

市区町村

年齢

おくやみの方の年齢について、あてはまるものを全て選んでください

☐ 亡くなった方が1人だけだった

☐ 亡くなった方が2人以上だった

☐ 亡くなった方が3人以上だった

手続き抽出

おくやみ手続きナビ

お住まいの市区町村を選択してください

年齢

おくやみの方の年齢について、あてはまるものを全て選んでください

あなたに該当する手続き

マイナンバーカードの取得

マイナンバーカードは、マイナンバーを記載したカードです。マイナンバーカードは、マイナンバーを記載したカードです。マイナンバーカードは、マイナンバーを記載したカードです。

マイナンバーカードの取得

マイナンバーカードは、マイナンバーを記載したカードです。マイナンバーカードは、マイナンバーを記載したカードです。マイナンバーカードは、マイナンバーを記載したカードです。

詳細確認

おくやみ手続きナビ

お住まいの市区町村を選択してください

年齢

おくやみの方の年齢について、あてはまるものを全て選んでください

マイナンバーカードの取得

マイナンバーカードは、マイナンバーを記載したカードです。マイナンバーカードは、マイナンバーを記載したカードです。マイナンバーカードは、マイナンバーを記載したカードです。

マイナンバーカードの取得

マイナンバーカードは、マイナンバーを記載したカードです。マイナンバーカードは、マイナンバーを記載したカードです。マイナンバーカードは、マイナンバーを記載したカードです。

ご遺族の方へ

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

加須市では、ご遺族の皆様が市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

ご不明点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

加 須 市 役 所 0 4 8 0 - 6 2 - 1 1 1 1 (代表)

騎 西 総 合 支 所 0 4 8 0 - 7 3 - 1 1 1 1 (代表)

北川辺総合支所 0 2 8 0 - 6 2 - 2 1 1 1 (代表)

大利根総合支所 0 4 8 0 - 7 2 - 1 1 1 1 (代表)

おくやみ手続きナビのご案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。

亡くなられた方についての質問にお答えいただくことで該当する手続きの詳細、必要な持ち物や担当課が確認できます。



質問に答えて

おくやみ手続きナビ

トップ > 相続手続き > 〇〇市 > 質問に答えて

お住まいの市区町村を選択してください

年齢

性別

20歳未満

20歳以上29歳未満

30歳以上39歳未満

40歳以上49歳未満

50歳以上59歳未満

60歳以上69歳未満

70歳以上79歳未満

80歳以上

次へ

手続き抽出

おくやみ手続きナビ

トップ > 〇〇市での手続き > 質問に答えて > あなたに該当する手続き

あなたに該当する手続き

マイナンバーカードの返納

年金の受給権喪失届

未支給年金の請求

死亡届の提出

詳細確認

おくやみ手続きナビ

トップ > 〇〇市での手続き > 質問に答えて > あなたに該当する手続き > マイナンバーカードの返納

マイナンバーカードの返納

手続きできる人

持ち物

故人のもの

マイナンバーカード

ご遺族のもの

本人印鑑

費用

なし

手続き場所

対応窓口

市民課

お問い合わせ

000-000-0000

手続きの流れ

加須市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に事前準備をしましょう。

STEP 1

各種手続きチェックリスト

各種手続きチェックリストで必要な手続きを確認ください。

「おくやみ手続きナビ」でも簡単に手続き把握できます。

ぜひご活用ください。



STEP 2

持ち物の確認

各種手続きページから「持ち物」をご確認ください。

STEP 3

おくやみコーナーの予約又は直接各課にて手続き

ご遺族サポート窓口のご予約について

ご遺族サポート窓口とは・・・

予約情報をもとに必要な手続きをワンストップで行います。

以下を参照いただき、ご遺族サポート窓口のご予約の参考にしてください。

1. 3課以上で手続きが必要な場合は予約を推奨します。
2. 直近での手続きを希望の場合は、ご自身にて手続き対応も可能です。
3. お手続きに不安のある方は予約を推奨します。



【事前予約制】 ☎ 0480-62-1111（内線 145）

「ご遺族サポート窓口の予約」とお伝えください。

受付時間（月）～（金） 午前8時30分から午後5時まで（平日）

※正午から午後1時 年末年始を除く

実施場所

本庁舎「ご遺族サポート窓口」及び各総合支所市民税務担当窓口

※加須市以外に死亡届を提出された場合は、戸籍や住民票の死亡記載に日数を要します。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、次のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（以下「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び葬祭執行者）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び葬祭執行者、市税等の口座振替や水道料金の口座振替を新たに希望する方）

※相続人や葬祭執行者が来庁できない場合は、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- ☐ 印鑑登録証（加須市民カード）
- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）

本人確認書類について

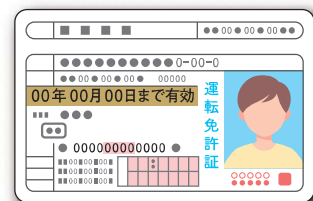
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、特定在留カード、特定特別永住者証明書 等

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の資格確認証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
	☐	亡くなられた方が3人以上の世帯主であった	P.8
年金	☐	国民年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた	P.9
	☐	国民年金に加入していた	
	☐	厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた	P.10
	☐	年金を受給していた	
	☐	亡くなられた方が夫であり結婚してから10年以上たっている	P.11
国保・後期高齢	☐	国民健康保険に加入していた	P.12
	☐	社会保険に加入していた	
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.13
	☐	限度額適用認定証（又は限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた	P.14
	☐	特定疾病療養受療証を持っていた	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
介護保険	☐	介護保険被保険者証を持っていた	P.15
	☐	介護保険の負担割合証を持っていた	
	☐	介護保険負担限度額認定証を持っていた	
子育て	☐	児童手当を受給していた	P.16
	☐	子育て支援医療費助成を受給していた	P.17
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.18
	☐	ひとり親家庭等医療助成を受給していた	P.19
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	
	☐	こどもが保育園・公立幼稚園に入所している	P.20
	☐	こどもが学童に入所している	P.21
障害福祉	☐	身体障害者手帳を持っていた	P.22
	☐	療育手帳を持っていた	
	☐	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.23
	☐	特別障害者手当等を受給していた	
	☐	在宅重度心身障害者手当を受給していた	P.24
	☐	重度心身障害者の医療費受給者証を持っていた	
	☐	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	P.25
	☐	障害者扶養共済制度に加入していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
税	☐	固定資産を所有していた	P.27
	☐	市民税が課されていた	P.28
	☐	口座振替をしていた	
	☐	市税の納付の相談をしたい	P.29
	☐	普通自動車を持っていた	
	☐	軽自動車を持っていた	P.30
	☐	原付バイクを持っていた	
	☐	126 ～ 250cc のバイク（軽二輪）を持っていた	P.31
	☐	250cc 超のバイク（小型二輪）を持っていた	
	☐	小型特殊自動車を持っていた	P.32
その他	☐	犬を飼っていた	P.33
	☐	防災ラジオを持っていた	
	☐	空き家の相談をしたい	P.34
	☐	水道を使用していた	
	☐	浄化槽を使用していた	P.35
	☐	農地を所有していた	P.36
	☐	クリーンセンターへごみを搬入したい	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合は、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。	
相続等のお手続きの際に必要な場合がありますので、当分の間はお手元で保管してください。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	市民課 ☎ 0480-62-1111 (内線 112) 各総合支所 市民税務担当

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（加須市民カード）の返却又は破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合は、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。	
同時に、印鑑登録証（加須市民カード）は無効となりますので、返却又は破棄してください。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 印鑑登録証（加須市民カード）	市民課 ☎ 0480-62-1111 (内線 112) 各総合支所 市民税務担当

亡くなられた方が3人以上の世帯主であった

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方と同一の世帯に、15歳以上の方が2人以上いた場合は、変更届が必要となります。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
	市民課 ☎ 0480-62-1111 (内線 112) 各総合支所 市民税務担当

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなられた場合、亡くなられた方によって生計維持されていたこどもを持つ配偶者や、お子さんのうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 直接、年金事務所にご確認ください。	年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
遺族のもの 直接、年金事務所にご確認ください。	国保年金課 ☎ 0480-62-1111 (内線 155)

国民年金に加入していた

手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が死亡日の前日までに3年以上国民年金被保険者であるとき、遺族が受け取れることができます。なお、亡くなられた方が老齢基礎年金又は障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡から2年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 戸籍全部事項証明書 ☐ 年金手帳	国保年金課 ☎ 0480-62-1111 (内線 155)
遺族のもの ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類 ☐ 年金手帳	各総合支所 市民税務担当

厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、亡くなられた方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	支給事由が生じた日の翌日から5年
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 直接、年金事務所にご確認ください。	年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
遺族のもの 直接、年金事務所にご確認ください。	

年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 直接、年金事務所等にご確認ください。	年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 国保年金課 ☎ 0480-62-1111 (内線 155)
遺族のもの 直接、年金事務所等にご確認ください。	

2. 年金に関する手続き

亡くなられた方が夫であり結婚してから10年以上たっている

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
寡婦年金は、10年以上の期間にわたり国民年金被保険者であった夫が亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受けることができるものです。なお、夫が老齢基礎年金又は障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡から5年以内
	手続き可能な人 継続した婚姻期間が10年以上ある妻
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 戸籍全部事項証明書 ☐ 年金手帳 遺族のもの ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類 ☐ 年金手帳	国保年金課 ☎ 0480-62-1111 (内線 155) 各総合支所 市民税務担当

MEMO

3. 国保・後期高齢に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 国民健康保険資格確認書 遺族のもの ☐ 口座番号確認書類 ☐ 印鑑	国保年金課 ☎ 0480-62-1111 (内線 156) 各総合支所 市民税務担当

社会保険に加入していた

手続き 健康保険の埋葬料の支給申請

手続き詳細	期 限
健康保険に加入している方が亡くなられた場合、ご家族の方に埋葬料が支給される制度があります。加入されている健康保険組合にご確認ください。	加入されている健康保険 組合にご確認ください。
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 直接、加入されている健康保険組合にご確認ください。 遺族のもの 直接、加入されている健康保険組合にご確認ください。	各健康保険組合

3. 国保・後期高齢に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、資格確認書を返却していただく必要があります。	
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 後期高齢者医療資格確認書	国保年金課 ☎ 0480-62-1111 (内線 152) 各総合支所 市民税務担当

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	
	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 後期高齢者医療資格確認書	国保年金課 ☎ 0480-62-1111 (内線 152) 各総合支所 市民税務担当
遺族のもの ☐ 葬儀を行ったことが確認できるもの(領収書又は会葬礼状)	
☐ 口座番号確認書類	
☐ 印鑑	
☐ 葬祭執行者以外の方に支給する場合は委任状	

限度額適用認定証（又は限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた

手続き 限度額適用認定証等の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者で、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返却していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 限度額適用認定証 ☐ 標準負担額減額認定証	国保年金課 ☎ 0480-62-1111 （内線 156） 各総合支所 市民税務担当

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返却していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 特定疾病療養費受療証	国保年金課 ☎ 0480-62-1111 （内線 156） 各総合支所 市民税務担当

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証を返却していただく必要があります。	
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 介護保険被保険者証	高齢介護課 ☎ 0480-62-1111 (内線 103) 各総合支所 福祉健康担当

介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却又は破棄

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証を交付されていた場合は返却又は破棄してください。	
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 介護保険負担割合証	高齢介護課 ☎ 0480-62-1111 (内線 103) 各総合支所 福祉健康担当

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の負担限度額認定証を返却していただく必要があります。	
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 介護保険負担限度額認定証	高齢介護課 ☎ 0480-62-1111 (内線 103) 各総合支所 福祉健康担当

5. 子育てに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き① 児童手当の受給者変更等

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなった場合に、今後、児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請が必要です。 ※世帯構成や所得状況等によっては、「児童扶養手当」の申請が可能となる場合がありますので、ご相談ください。	死亡から15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類（新たな受給者） ☐ 健康保険資格確認書（新たな受給者、児童）	子育て支援課 ☎ 0480-62-1111 （内線 162、539） 各総合支所 福祉健康担当

手続き② 児童手当の受給事由消滅等

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなった場合に、受給事由消滅の手続きが必要です。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定（減額）の手続きが必要となります。	死亡から 15 日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 0480-62-1111 （内線 162） 各総合支所 福祉健康担当

5. 子育てに関する手続き

子育て支援医療費助成を受給していた

手続き① 子育て支援医療費の受給資格者変更等

手続き詳細	期 限
子育て支援医療費を受給していた保護者が亡くなった場合に、今後、児童を養育する方が新たな受給資格者として申請することができます。 ※世帯構成や所得状況等によっては、「ひとり親家庭等医療費」の申請が可能となる場合がありますので、ご相談ください。	死亡から15日以内
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類（新たな受給者） ☐ 健康保険資格確認書（新たな受給者、児童）	子育て支援課 ☎ 0480-62-1111 （内線 535、539） 各総合支所 福祉健康担当

手続き② 子育て支援医療費の受給事由消滅等

手続き詳細	期 限
子育て支援医療費の対象児童が亡くなった場合に、その児童の受給資格証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 子育て支援医療費受給資格証	子育て支援課 ☎ 0480-62-1111 （内線 535） 各総合支所 福祉健康担当

児童扶養手当を受給していた

手続き① 児童扶養手当の受給者変更等

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合に、今後、児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。ただし、所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の一部又は全部が停止となる場合があります。	速やかに
また、申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 児童扶養手当証書 遺族のもの ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類（新たな受給者） ☐ 戸籍全部事項証明書（新たな受給者、児童）	子育て支援課 ☎ 0480-62-1111 （内線 539） 各総合支所 福祉健康担当

手続き② 児童扶養手当の受給事由消滅等

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合に、受給事由消滅の手続きが必要です。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定（減額）の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 児童扶養手当証書（受給者のもの）	子育て支援課 ☎ 0480-62-1111 （内線 539） 各総合支所 福祉健康担当

5. 子育てに関する手続き

ひとり親家庭等医療費助成を受給していた

手続き ひとり親家庭等医療費の受給資格消滅等

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費の受給資格者が亡くなられた場合に、受給資格消滅の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ ひとり親家庭等医療費受給者証	子育て支援課 ☎ 0480-62-1111 (内線 539) 各総合支所 福祉健康担当

特別児童扶養手当を受けていた

手続き① 特別児童扶養手当の受給者変更等

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後、児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。	速やかに
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 死亡診断書 遺族のもの ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類 (新たな受給者)	子育て支援課 ☎ 0480-62-1111 (内線 162) 各総合支所 福祉健康担当

手続き② 特別児童扶養手当の受給資格消滅等

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合に、受給事由消滅の手続きが必要です。ただし、故人のほかに特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定（減額）の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 0480-62-1111 (内線 162) 各総合支所 福祉健康担当

こどもが保育園・公立幼稚園に入所している

手続き 保育所等の手続き

手続き詳細	期 限
保育所・保育園・公立幼稚園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ マイナンバー確認書類	こども保育課 ☎ 0480-62-1111 (内線 164) 各総合支所 福祉健康担当

MEMO

5. 子育てに関する手続き

こどもが学童に入所している

手続き 学童保育の手続き

手続き詳細	期 限
学童保育に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合には、変更の届出が必要になります。	
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ マイナンバー確認書類	こども保育課 ☎ 0480-62-1111 (内線 161) 各総合支所 福祉健康担当

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返却

手続き詳細	期 限
身体障害者手帳をお持ちの方については、手帳の返却が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 身体障害者手帳	障がい者福祉課 ☎ 0480-62-1111 (内線 197) 各総合支所 福祉健康担当

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
療育手帳をお持ちの方については、手帳の返却が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 療育手帳	障がい者福祉課 ☎ 0480-62-1111 (内線 197) 各総合支所 福祉健康担当

6. 障害福祉に関する手続き

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返却

手続き詳細	期 限
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については、手帳の返却が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 精神障害者保健福祉手帳	障がい者福祉課 ☎ 0480-62-1111 (内線 197) 各総合支所 福祉健康担当

特別障害者手当等を受給していた

手続き 特別障害者手当等の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、喪失届を提出していただく必要があります。 未払いの手当がある場合は、故人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受け取ることができます。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 口座番号確認書類	障がい者福祉課 ☎ 0480-62-1111 (内線 197) 各総合支所 福祉健康担当

在宅重度心身障害者手当を受給していた

手続き 在宅重度心身障害者手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期 限
在宅重度心身障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、喪失届を提出していただく必要があります。 未払いの手当がある場合は、相続人が受け取ることができます。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 口座番号確認書類	障がい者福祉課 ☎ 0480-62-1111 (内線 197) 各総合支所 福祉健康担当

重度心身障害者の医療費受給者証を持っていた

手続き 重度心身障害者医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方については、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 重度心身障害者医療費受給者証 遺族のもの ☐ 口座番号確認書類	障がい者福祉課 ☎ 0480-62-1111 (内線 197) 各総合支所 福祉健康担当

6. 障害福祉に関する手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)をお持ちの方については、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を返却してください。	速やかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 自立支援医療受給者証	障がい者福祉課 ☎ 0480-62-1111 (内線 197) 各総合支所 福祉健康担当

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き① 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合に、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 障害者扶養共済制度年金証書	障がい者福祉課 ☎ 0480-62-1111 (内線 179) 各総合支所 福祉健康担当

手続き② 障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合(障害者扶養共済制度)に、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 死亡診断書 ☐ 住民票	障がい者福祉課 ☎ 0480-62-1111 (内線 179) 各総合支所 福祉健康担当

MEMO

7. 税に関する手続き

固定資産を所有していた

手続き 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	3年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 直接、法務局にご確認ください。	さいたま地方法務局 久喜支局 ☎ 0480-21-0215
遺族のもの 直接、法務局にご確認ください。	

手続き 固定資産税の現所有者申請書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続を受ける人のうち代表者を選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。	概ね3か月
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 亡くなられた方との関係が分かる書類	税務課 ☎ 0480-62-1111 (内線 123・124・125) 各総合支所 市民税務担当

市民税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に地方税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。	概ね 3 か月
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	手続き可能な人 相続人代表者となる方
※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市役所が相続人代表者を指定することがあります。	
※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。	
必要なもの	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0480-62-1111 (内線 126・127・128) 各総合支所 市民税務担当

口座振替をしていた

手続き 市税の口座振替廃止又は振替口座変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が本人の口座で市税の口座振替を設定していた場合は、口座振替の廃止又は振替口座変更の手続きが必要になります。	
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
	収納課 ☎ 0480-62-1111 (内線 129・139・144)

7. 税に関する手続き

市税の納付の相談をしたい

手続き 市税の納付の相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税等の納付が済んでいない場合は、納付に関する相談をしてください。	
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
	収納課 ☎ 0480-62-1111 (内線 129・139・144)

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数等によって異なるため、運輸支局にご相談ください。	
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 直接、運輸支局にご確認ください。 遺族のもの 直接、運輸支局にご確認ください。	関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2027

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数等によって異なるため、軽自動車検査協会にご相談ください。	
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 直接、軽自動車検査協会にご確認ください。	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 ☎ 050-3816-3112
遺族のもの 直接、軽自動車検査協会にご確認ください。	

原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの廃車手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
	手続き可能な人
	相続人又はご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 標識交付証明書 ☐ ナンバープレート	税務課 ☎ 0480-62-1111 （内線 121） 各総合支所 市民税務担当

7. 税に関する手続き

126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた

手続き 軽二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量126～250ccのバイク（軽二輪）を使用しなくなったときや所有者が亡くなられたときは、軽自動車届出済証を返納する手続きが必要となります。	
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 直接、運輸支局にご確認ください。	関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2027
遺族のもの 直接、運輸支局にご確認ください。	

250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 小型二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量250cc超のバイク（小型二輪）を使用しなくなったときや所有者が亡くなられたときは、自動車検査証を返納する手続きが必要となります。	
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 直接、運輸支局にご確認ください。	関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2027
遺族のもの 直接、運輸支局にご確認ください。	

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の廃車手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
	手続き可能な人
	相続人又はご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 標識交付証明書 ☐ ナンバープレート	税務課 ☎ 0480-62-1111 (内線 121) 各総合支所 市民税務担当

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

8. その他に関する手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主が亡くなられて 30 日以内
	手続き可能な人
	新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
	環境政策課 ☎ 0480-62-1111 (内線 233) 各総合支所 地域振興課

防災ラジオを持っていた

手続き 防災ラジオ返却又は変更の届出

手続き詳細	期 限
防災ラジオの貸与を受けている方が亡くなった場合は、防災ラジオの返却をお願いします。なお、新世帯主の方に引き続き貸与をすることができますので、世帯主変更届の手続きをお願いします。	
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 防災ラジオ（返却の場合）	危機管理防災課 ☎ 0480-62-1111 (内線 256・257) 各総合支所 地域振興課

空き家の相談をしたい

手続き 空き家に関する相談

手続き詳細	期 限
相続等により不動産を所有された場合、適切な維持管理や活用・処分が必要となり、放置された住まいは老朽化により近隣への影響も懸念されますので、今後の活用等について相談をしてください。	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
	交通防犯課 ☎ 0480-62-1111 (内線 271・272) 各総合支所 地域振興課

水道を使用していた

手続き① 水道使用変更届又は水道使用休止届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が水道使用者や水道メーターの所有者の名義人の場合は、名義変更又は閉栓手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族又は同居の方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 新たに水道料の口座振替をご希望の方は、銀行届出印と口座番号の分かるものをご持参ください。	水道課 ☎ 0480-65-5222 各総合支所 農政建設課

8. その他に関する手続き

水道を使用していた

手続き② 給水装置所有者変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が水道メーターの所有者の名義人の場合で、継続して水道を使用される場合は、名義変更の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族又は同居の方
必要なもの	問い合わせ先
	水道課 ☎ 0480-65-5222 各総合支所 農政建設課

浄化槽を使用していた

手続き 浄化槽休止届、廃止届及び管理者変更報告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が合併浄化槽又は単独浄化槽を使用していた場合で、今後使用しない場合には浄化槽の休止届（浄化槽を廃止する場合は廃止届）が必要となります。 浄化槽の管理者を変更する場合は、管理者変更報告書が必要となります。	使用しなくなってから 30日以内
	手続き可能な人
	ご遺族又は同居の方
必要なもの	問い合わせ先
	環境政策課 ☎ 0480-62-1111 (内線 232) 各総合支所 地域振興課

農地を所有していた

手続き① 農地の権利を相続等で取得したときの届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地（「田」、「畑」）を所有していた場合は、所有者を変更する届出が必要となります。	権利を取得したことを知った日から10か月以内
※この届出は、農業委員会に権利取得の内容等を知らせるものであり、権利取得の効力を発生させたり、保全したりするものではありません。 また、所有権移転登記に代わるものではなく、登記手続きは別途必要です。	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 農地法第3条の3の規定による届出書 ※届出書の様式は、市ホームページからもダウンロードできます。 ☐ 届出者が権利を取得したことを確認できるもの	農業委員会事務局 ☎ 0480-62-1111 （内線 216） 各総合支所 農政建設課

クリーンセンターへごみを搬入したい

必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 一部クリーンセンターで処分できない物があります。	加須クリーンセンター ☎ 0480-61-3671 大利根クリーンセンター ☎ 0480-72-4692

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証等）の返却		健康保険資格確認書等やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 お近くの年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 行田税務署 ☎ 048-556-2121
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1 か月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から以下の書類を発行してもらいます。

・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明証を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明証

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職等にお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

改葬許可証の申請は

市民課

☎ 0480-62-1111（内線 112）

各総合支所市民税務担当

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	加須警察署 ☎ 0480-62-0110 埼玉県警察運転免許センター ☎ 048-543-2001
次のいずれかを持っている ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 肝炎治療受給者証 ・ 先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ・ 特定疾患等医療受給者証	☐	加須保健所へお問い合わせください。	加須保健所 ☎ 0480-61-1216
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座等	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険等	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 又は代理店
損害保険等	☐	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 又は代理店

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	行田税務署 ☎ 048-556-2121
不動産登記	☐	土地・家屋等の所有者 移転（相続）登記等	さいたま地方法務局 久喜支局 ☎ 0480-21-0215
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			NHK ふれあいセンター ☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただいてから、市役所にお越しただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

銀行口座凍結時の解除の方法

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

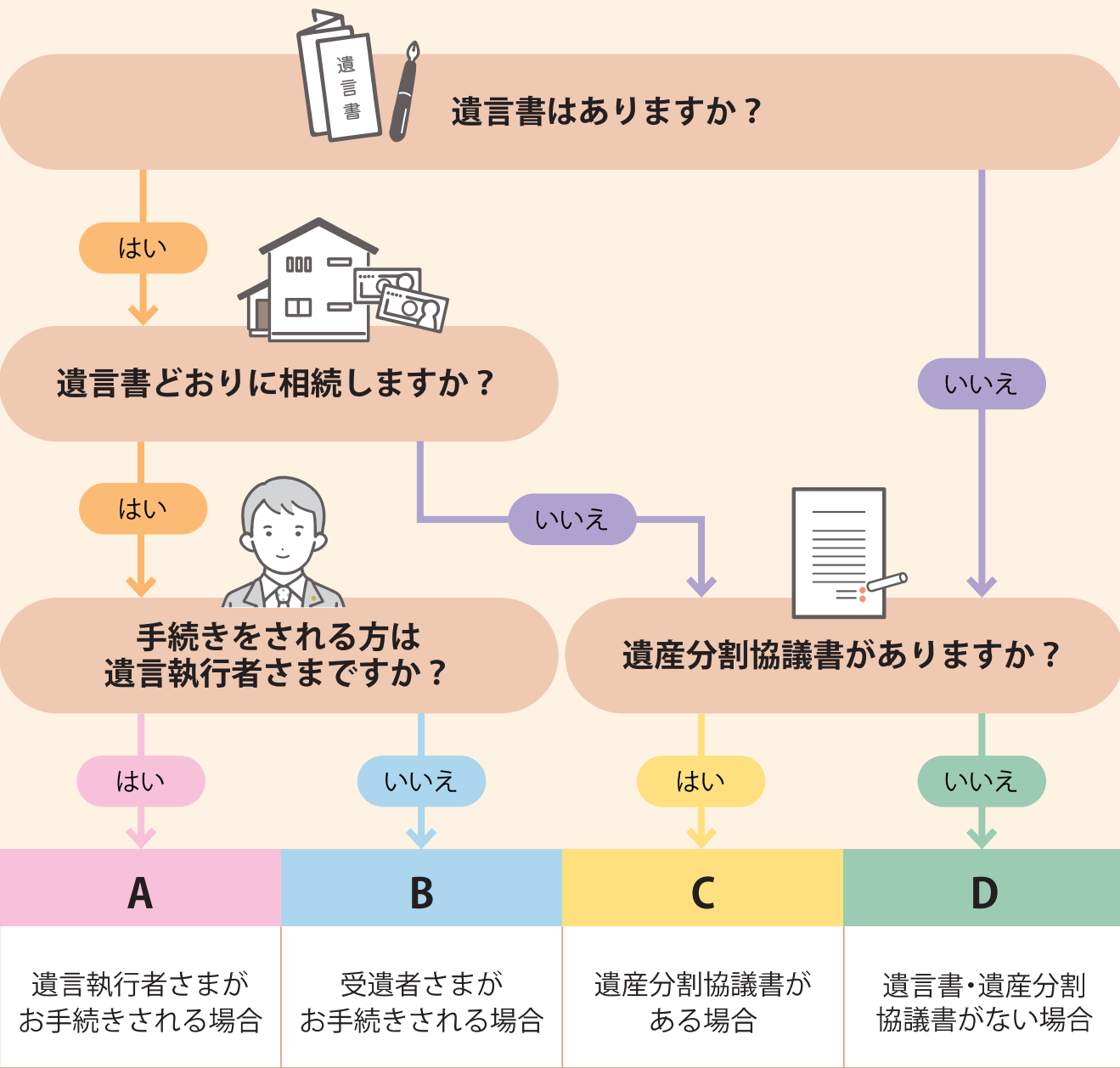
広告掲載事業者

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書又は、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍が必要です。 45 ページの家系図をご確認の上、継承順位第一位又は継承順位第二位以外の方が戸籍を取得される場合は、市役所にご相談ください。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物等から、必要な機関にお問い合わせください。 市役所では、「名寄帳の写し」を取得することで、被相続人の不動産を確認することができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、必要な機関へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3 か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4 か月以内	被相続人に 1 月 1 日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が 1 月 1 日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10 か月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

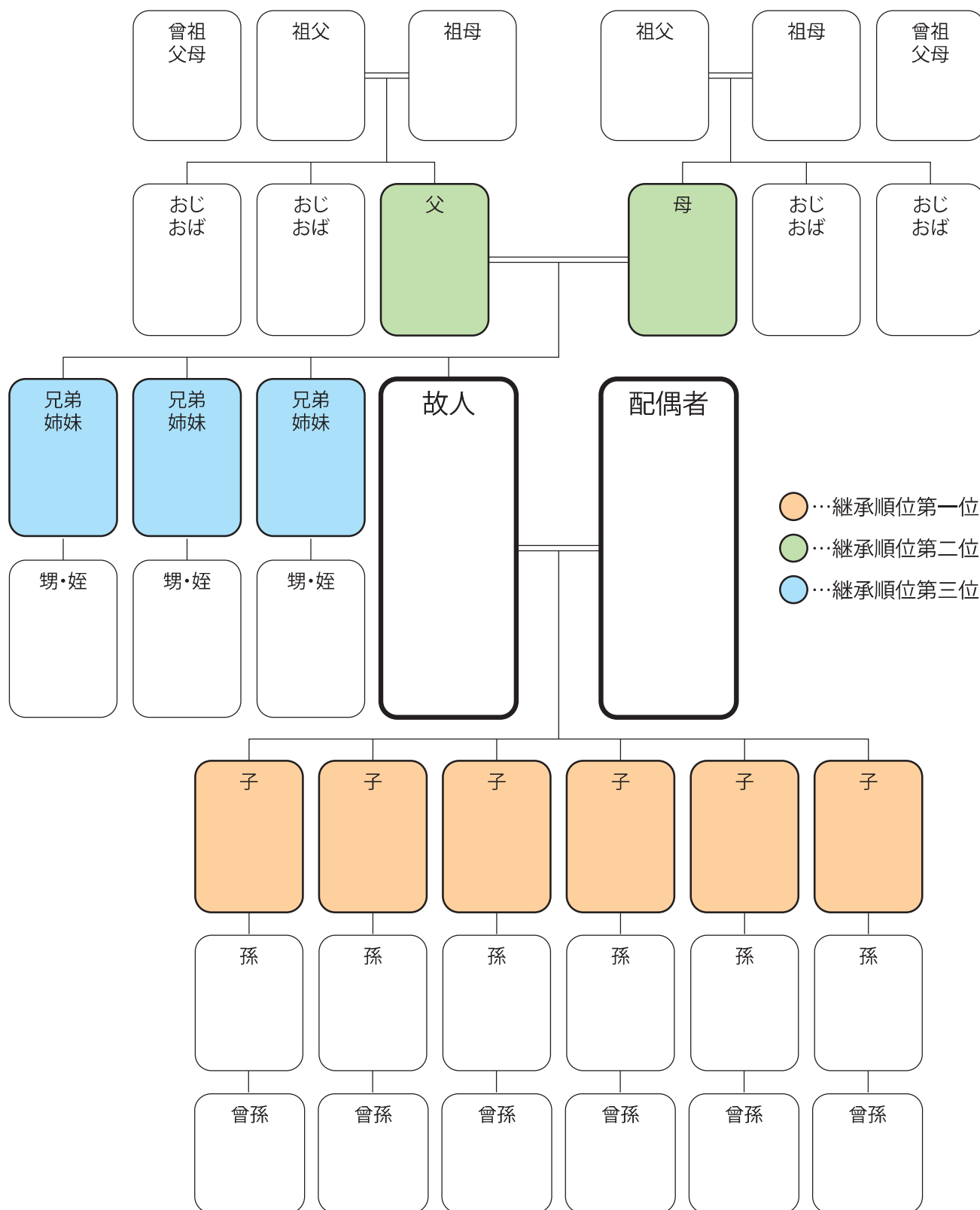
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所等	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

※コピーしてお使いください

(注意事項)

- ・必ず委任者本人が記入してください。
- ・委任者本人が記入していない場合、又はその疑義がある場合等は、委任状として認められません。
- ・委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をしたときは、刑法第159条、第161条により罰せられます。
- ・受付窓口では、代理人の運転免許証等の提示を求めます。

委任状 (ご遺族サポート窓口用)

加須市長あて

____年 ____月 ____日

委任者
(頼んだ方)

住 所

氏 名

生年月日 ____年 ____月 ____日

連絡先 (____)

私(委任者)は、【____委任者との関係(続柄) : ____】の死亡に伴う以下の事項について、次の者を代理人とし権限を委任します。

代理人
(窓口に来る方)

住 所

氏 名

生年月日 ____年 ____月 ____日

◆委任事項 ※委任する項目にチェックを付けてください。

- ☐ 世帯主変更に関する手続きの一切の権限
- ☐ 国民健康保険の資格に関する手続きの一切の権限
- ☐ 国民健康保険税に関する手続きの一切の権限
- ☐ 国民健康保険の給付に関する手続きの一切の権限
- ☐ 障がい福祉制度及びサービスに関する手続きの一切の権限
- ☐ 次の証明書の発行に関する権限(委任者の申請資格を確認する場合があります)
- ☐ 次の事項に関する手続きの一切の権限(具体的な手続き内容を記載してください。)

(____)

発	行	加須市
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2026 年 8 月

